

杉並区みどりのリサイクルプログラム 検討報告書

平成 15 年 12 月

杉並区みどりのリサイクル検討懇談会

杉並区みどりのリサイクルプログラム検討報告書 目次

・みどりのリサイクルとは	1
1. みどりのリサイクル推進の背景	1
2. みどりのリサイクルプログラムの位置づけ	1
・みどりのリサイクルの現状と課題	4
1. みどりのリサイクルの現状	4
2. みどりのリサイクル実現への課題	5
・リサイクルプログラムの基本方針と目標	8
1. みどりのリサイクルの理念	8
2. みどりのリサイクルプログラムの基本方針	8
3. みどりのリサイクルプログラムに期待される4つの効果	8
4. プログラムの目標	9
5. みどりのリサイクル施策の体系	10
・みどりのリサイクルプログラム	12
(みどりのリサイクルの意義とメリット)	12
(公的なみどりのリサイクル)	12
1. 剪定枝葉のリサイクル	12
2. 落ち葉のリサイクル	12
3. 刈草、除草くずのリサイクル	13
4. 既存樹木の保全・活用	13
(私的なみどりのリサイクル)	13
1. 家庭や事業所などのできるみどりのリサイクル	13
2. 区の支援	15
(みどりのリサイクル事業の推進のために)	15
1. 地域の拠点づくり	15
2. リサイクルサポーター制度の創設	16
3. エコマネー制度の研究	16
4. 普及啓発の推進	17
5. みどりの基金事業との連携	17
6. グリーンバンク制度の充実	17
・アクションプログラム	18
【資料】	
1. 杉並区みどりのリサイクル検討懇談会 設置要綱	24
2. 杉並区みどりのリサイクル検討懇談会 委員名簿	26
3. 杉並区みどりのリサイクル検討懇談会 検討経過	27

はじめに

「杉並区みどりのリサイクル検討懇談会」は、環境保全に配慮した循環型社会形成に向けて、身近な緑の維持管理から発生する剪定枝葉や落ち葉など植物発生材を有効な資源として認識し、利用するための「みどりのリサイクルプログラム」を作成しました。

これまで人口集中の進んだ都市において、オープンスペース・緑地空間の減少は著しく、居住環境に無くてはならないみどりの資源・既存の樹林や草地在り消えてきました。その際既存のみどり資源の有効活用は殆ど考えられず処理され無くなっています。一方で、みどりの少なくなった現状を改善すべく新たな緑空間の創出・整備が進められ、各種公園の整備拡充、街路樹の整備、いろいろな場所での緑化の進展が計られて来ております。また市民のみどりに対する関心の高まりに伴い戸建て住宅を中心とした個人の緑も充実してきております。これに連動し植物も生長するため日常的、季節的管理が必要となり剪定枝葉や落ち葉の処理が必要不可欠になり、その対応が環境保全の思潮の盛り上がりと平行して重要な課題になってきております。

本検討懇談会は、「みどりのリサイクル」のあり方について各委員の立場や実務経験など現場からの視点に立った意見が数多く出され多岐にわたる活発な議論を進めてまいりました。この報告書は、今日の時代的・社会的背景を十分認識し、検討を重ね生態系や自然循環を意識したリサイクルの基本的な考え方をまとめたものです。「みどりのリサイクル」に期待される効果は、これまで焼却処分されることの多かった植物発生材の有効利用を計り可燃ゴミを減らすこと、それらを堆肥化することにより土壌生態系を豊かにできること、雨水浸透、地下水涵養や生き物空間作りにつながる環境問題などを学ぶこと、などがあります。これらのことを考えると「みどりのリサイクルプログラム」の検討を行うことは、真に時機を得た重要課題への取り組みといえます。

この報告の結果、区はもとより、広く区民、事業者の方々の協力を促進し、ささやかな活動から始まる「みどりのリサイクル」事業が活発な広がりを見せ、持続可能な社会の形成や、人と自然と調和し、都市の活力が発揮される「みどりの都市」杉並の実現に役立つことを期待いたします。

平成15年12月24日

杉並区みどりのリサイクル検討懇談会
座長 勝野武彦

みどりのリサイクルプログラム

みどりのリサイクルとは

1. みどりのリサイクル推進の背景

1992年(平成4年)の地球サミットで、持続可能な社会形成が提唱されて10年余、地球温暖化をはじめ、オゾン層の破壊、熱帯雨林の破壊、酸性雨、ヒートアイランド現象、そして野生生物の種の絶滅とその危機の高まりなど、今もなお、地球規模での環境破壊が進んでおり、人間の社会経済活動が地球環境に依然として大きな負荷を与え続けている。

昨今、我が国では、循環型社会形成推進基本法をはじめ、循環型社会をつくるための法律が整い、びん、缶、ペットボトルに代表される容器から、家電、建設資材、食品、自動車などにいたるまで、それぞれの分野における廃棄物のうち利用価値のあるものを循環資源として利用していくことや、資源として利用できない廃棄物の適正な処理について定められ、本格的なリサイクルの時代となった。

また、杉並区では平成7年度からのびん、缶をはじめとする資源分別回収事業の本格化が進む中、平成12年に基本構想「杉並区21世紀ビジョン」を策定し、人と自然と都市の活力が調和した「みどりの都市」を目指すことを宣言した。その中には、みどりの分野について、武蔵野の面影を残すみどりや水辺、歴史を感じさせる街並みなど、杉並のみどりの特徴を生かしながら、美しい住みよいまちを目指すことが挙げられている。区では、区民、事業者、区の三者が協力して、屋敷林や住宅地の生けがき、公園、河川などを結び、連続したみどりを創り出すみどりのベルト計画を検討中であり、今後の緑化推進の重要な施策としていく予定である。

このような背景のもと、日常の緑の維持管理から発生する剪定枝・落ち葉等植物発生材についても可能な限り資源として利用し、都市における自然の物質循環を確保するとともに、事業活動や区民生活を環境負荷の少ないものに変え、人と自然と都市が一体となった住みよいまちの実現をめざす緑化施策の一つとして、みどりのリサイクルプログラムを策定する必要がある。

2. みどりのリサイクルプログラムの位置づけ

① 杉並区のリサイクル事業の取り組み

杉並区では、現在、古紙、びん、缶、ペットボトル、古布の資源物については、区による分別回収やスーパーマーケット等の店頭での拠点回収、

区民の主体的活動である集団回収などが行われている。今後は、既存の資源物のみならず、多様な品目について、多様な主体による回収、及びリサイクル活動の可能性を探る必要がある。

特にみどりのリサイクルについても家庭・事業所などの私的なリサイクル活動支援などを、区のリサイクル事業の中に位置づけていく必要がある。

② みどりのリサイクルに関する区の計画の状況

区の環境行政の基本的・総合的計画となる「杉並区環境基本計画」では、基本目標「持続的発展が可能なまちをつくる」のなかで、区民・事業者による「みどりのリサイクルを考え、できることから実施します」といった取り組みが位置づけられ、行政については、みどりのリサイクル推進のために「みどりのリサイクルプログラム」の策定をその取り組みにあげている。

また、区のみどりの分野における総合計画となる「杉並区みどりの基本計画」では、公園や学校の剪定枝・落ち葉について、可能な限りチップ化や腐葉土化を図るとともに、区民活動を支援して、植物発生材を焼却せず積極的な活用をはかれる仕組みを検討するとしている。

そして、この二つの関連計画に加えて、「杉並区一般廃棄物処理基本計画」の見直しの中で、清掃・リサイクル事業のさらなる充実のためにみどりのリサイクルが位置づけられており、今後はみどりの分野においても施策を明確にして、計画的に取り組む必要がある。そのために、これらの計画との連携や整合性を図りながら、本プログラムの策定を行う必要がある。

③ みどりのベルト計画との連携

みどりを結び、連続したベルトを形成するみどりのベルト計画は、都市環境の改善や自然環境保全、防災、景観形成などの観点から見たみどりの効果（メリット）をさらに活かすように、そのネットワーク化を図っていくものである。一方、都市のみどりは限られた空間に生育するため、定期的に整枝・剪定を行わないと日照や見通しを悪くするといった問題が発生することがあり、適正な樹木管理が求められる。

このように、みどりを結ぶ新たな緑化運動に合わせて、日常の緑の維持管理から発生する剪定枝葉や落ち葉などの植物発生材を、環境に負荷を与える燃えるごみとして処分するのではなく、可能な限り資源として利用していくみどりのリサイクルの仕組みをつくることが不可欠である。

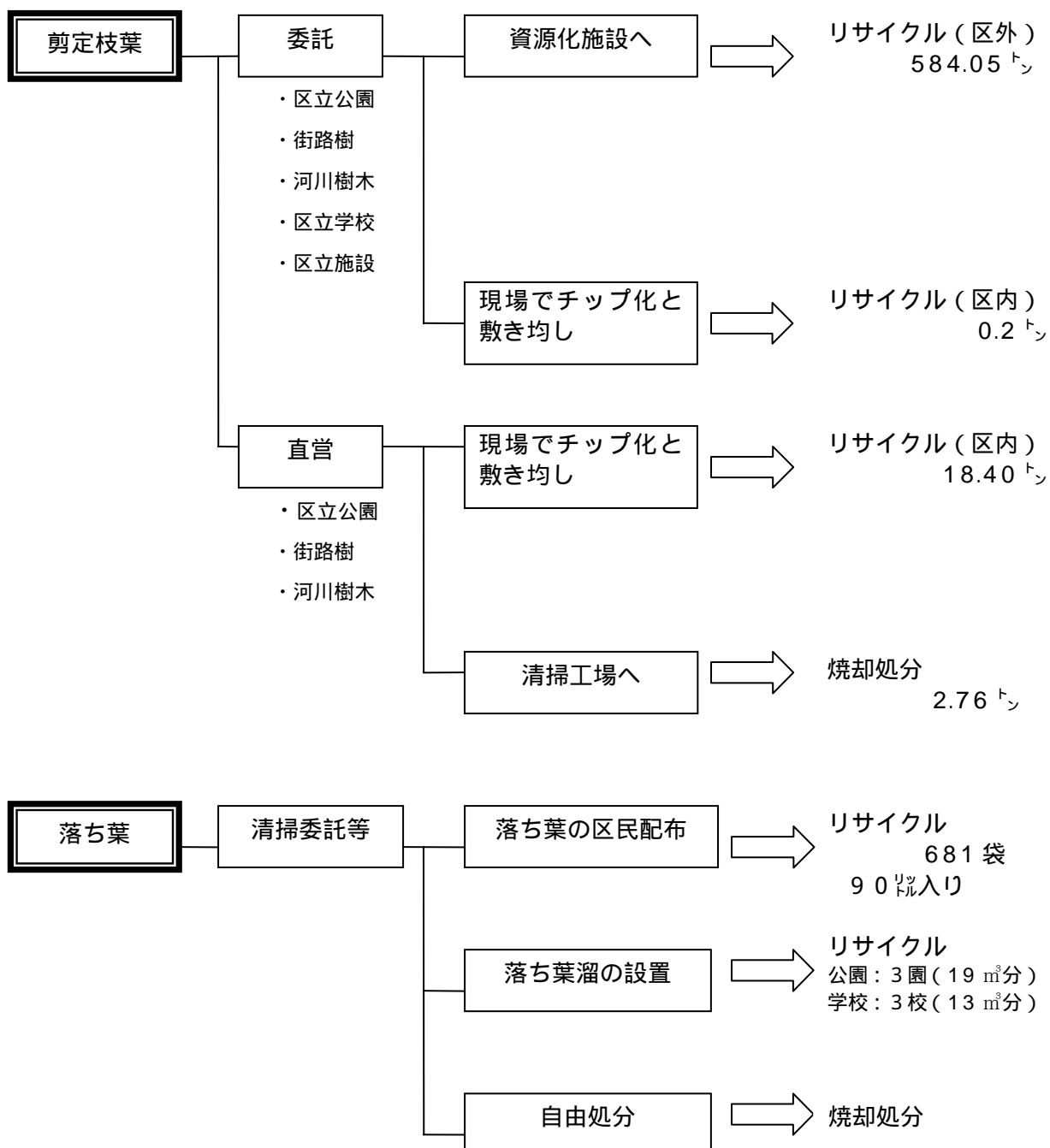
また、リサイクルを通してみどりの自然循環を確保することは、土壌生態系を豊かにし、ひいてはみどりのベルト形成を大きく支えていくことに

つながっている。このようなことから、みどりのリサイクルプログラムは、みどりのベルト計画と連携する緑化施策として位置づけられるものである。

みどりのリサイクルの現状と課題

1. みどりのリサイクルの現状

(1) 公的なみどりのリサイクルの現状(平成13年度)



(2) 公的なみどりのリサイクルについて

公的なみどりとは、公園・河川・道路、公立学校、公共施設などのみどりを指す。公園緑地課等がかかわる区立公園、河川樹木、区道の街路樹および区立学校（68校）、区立施設（206所）の樹木剪定枝葉については、委託契約の中で資源化施設（区外）に持ち込むように指定している。また、公園では一部、管理作業の中で職員がチップ化処理機によって剪定枝葉をチップ化し植え込み地に敷き均す方法もとっている。

園地清掃などから集められる落葉については、平成4年度から希望する区民に配布するほか、臭気の問題が比較的少ないことから、平成13年度から大規模公園・学校を対象に順次落ち葉溜を設置し、その活用を図っている。

なお、区立施設のうち各主管課が個別に契約している約20の施設については、自由処分契約のため剪定枝葉のリサイクル状況は不明である。

(3) 私的なみどりのリサイクルについて

私的なみどりは、個人の庭木や屋敷林、寺社林、事業所などの民有のみどりで、関係者などによるとリサイクル状況はおおむね次のとおりである。

- ① 個人の庭の手入れなどから発生する剪定枝葉は、請負の造園業者のほとんどが清掃工場や中間処理施設で処分している。また、個人の庭から出る剪定枝葉は一般廃棄物の可燃ごみ扱いとなっているため、そのような収集処理がなされる。
- ② 屋敷林、寺社林、私立学校林などについても請け負った造園業者は大半が清掃工場などで焼却処分している。なお、請負業者の中には自主的にチップ化してリサイクルを試みている事例があるが、これは私立学校などの未舗装の通路のうち、散策するようなどころへチップの敷き均しを行っているものである。また、生産緑地についても雑草防止のためにチップを敷き均しているケースがある。土壌改良にもなるため、今後も受け入れの余地があると考えられる。

2. みどりのリサイクル実現への課題

(1) 清掃事業との連携を図る。

杉並区一般廃棄物処理基本計画の基本方針をふまえて、ゼロエミッションを目標に、リサイクル活動の多様性の確保や革新的施策づくり、コストを最小化させる仕組みなどを検討する。

また、循環型社会形成推進基本法、廃棄物・リサイクル関連法によって 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処分、再生品使用など、段階的なリサイクルのあり方が定められたが、みどりの分野については、「自然界における物質の適正な循環の確保に関する施策の配慮」が求められている。

そのため、このようなリサイクルの概念や考え方をふまえた検討が必要である。

(2) みどり特有の循環作用を認識し、その啓発活動を推進する。

本来、森の樹木には自己施肥機能が備わっており、みどり特有の循環作用がみられる。落ち葉や枯れ枝は土壌に還元されて腐植をつくり、樹木はさらにその分解によって得られた養分を吸収することによって樹体を再生産する。結局、樹木は施肥をしなくても、落ち葉などによって養分がまかなわれており、これが森林の自己施肥機能と呼ばれるものである。

一方、都市空間に植えられた樹木は、その空間にうまく収まるように植栽地が制限され、樹形が調整されてしまう。込みすぎた樹木は剪定され、発生した剪定枝葉はごみとして処分されている。これからはこれをやめて、剪定枝葉をチップ化し植え込み地に敷き均してみどりの循環を図っていく必要がある。自己施肥機能を確保し、併せて、ミミズなどの土壌生物が増えることで、さらに良質な土となっていくメリットもある。このようなみどりが持つ自然循環作用を認識し、みどりのリサイクルシステムを確立する必要がある。

(3) リサイクル資源の発生元（入口）と利活用先（出口）のバランスを図る。

リサイクル資源の発生量と、利用される量が同じでないと循環していくことはできない。何をどこから、どうやって集めて、どう加工して、どこで再利用するのかを考え、入ってくる量と出て行く量が等しくなるようにしないとどこかにたまってしまう。そういう意味では、リサイクルされてできたものの流通経路まで含めたシステムづくりが理想である。リサイクル資源を一箇所に集める方式をとるのか、地域ごとに複数の拠点を設けて集めるような方式をとるのか、さらには敷地内処理方式を徹底するのかなどが課題となる。

(4) 敷地内処理に向けた騒音問題と臭気問題を検討する。

みどりのリサイクル実現への作業上の問題として、まず、チップ化する場合の騒音が挙げられる。従来の切断型チップ化処理機の騒音は、鉄道のガード下に近いもので、小公園や狭い場所での機械の使用は周辺への影響が大きい。そのため従前から剪定枝葉のチップ化騒音が資源化のネックとなっている。また、堆肥化においては臭気の問題が挙げられる。他事例によると、チップ化した枝葉の堆肥化の過程とチップ敷き均し時に臭いが発生する恐れがある。このような理由から、今までは剪定委託による公園等の枝葉のほとんどは、コスト高であることも含め、そのまま区外の資源化施設に搬入する方法をとっていた。これからは、状況をみながらできるだけ現場でチップ化し敷地内に敷き均すリサイクルを考えていく必要がある。

そのような状況の中、低騒音のチップ化処理機開発の進展もみられる。事業者の協力により低騒音型チップ化処理機（2軸式）と公園緑地事務所所有のチップ化処理機（切断型）との比較を行ったところ、低騒音型（2軸式）のものは相当に騒音が緩和

されている。この機種であれば、リサイクルシステムの中で活用することは可能である。

リサイクルプログラムの基本方針と目標

1. みどりのリサイクルの理念

区民・事業者・区のパートナーシップのもと、日常の緑の維持管理から発生する剪定枝葉や落ち葉などを、その敷地内で資源として利用し、自然循環させることによって持続可能な社会実現の一翼を担い、ひいては都市環境に対する負荷を小さくすることにより、自然と共生する「みどりの都市」杉並を創造して、次の世代に引き継ぎます。

2. みどりのリサイクルプログラムの基本方針

- ① その木からの発生材はその木に還す。できるだけ敷地内処理を迫及する。生態系、自然の物質循環を意識したリサイクルとする。
- ② 公的なみどりのリサイクルは率先して進め、私的なみどりのリサイクル活動を促す。
- ③ 多段階型のリサイクルとする。発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）の概念もふまえたプログラムとする。
- ④ 公的なみどりのリサイクルと私的なみどりのリサイクル活動の連携とネットワーク化を図る。
- ⑤ 個人や地域の実情に合わせて取り組める多彩なメニューを用意する。
- ⑥ トータルで見たときに環境への負荷がかからないリサイクルとする。
- ⑦ リサイクル意識の高い区民が、リサイクル活動をしやすい仕組みをつくる。

3. みどりのリサイクルプログラムに期待される4つの効果

① 可燃ゴミを減らす効果

現在、可燃ごみとして、杉並清掃工場に持ち込まれる剪定枝は年間約600t弱（平成13年度）である。また、これとは別に落ち葉等の持ち込みもある。みどりのリサイクルプログラムの実施により、可燃ごみとしての焼却処分量を減らすことができる。

② 土壌生態系を豊かにする効果

剪定枝や落ち葉をその発生場所に戻し、自然の分解者にゆだねることは、自然界の物質循環をつなぐことになり、都市における生態系を豊かにし、多様な生物生息・生育空間の創出につながる。

③ 地球温暖化防止（二酸化炭素排出抑制）の効果

可燃ごみとして処理される量が減ることは、地球温暖化の原因（温室効果ガス）とされている二酸化炭素の排出量の減少につながる。

④ 環境問題を学習する効果

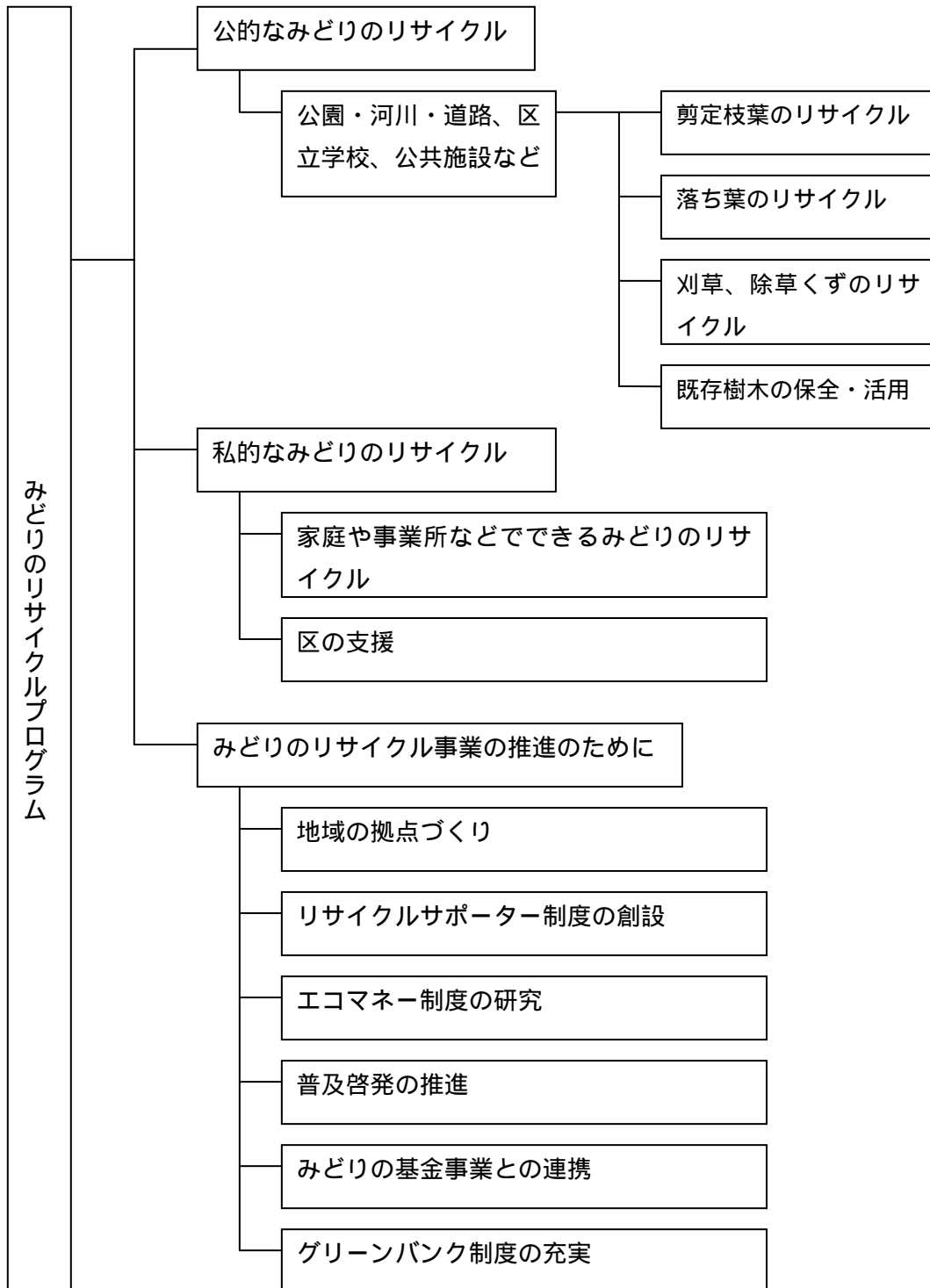
落ち葉などを用いた堆肥づくりを実践することは、自然界の物質の循環を学ぶ上で、絶好の機会である。また、ごみを資源としてとらえ、そのリサイクルに努め、循環型社会形成や温暖化防止などの取り組みにつながるきっかけとなる。

4. プログラムの目標

- ① 公的なみどりのリサイクルについて、公園・河川・道路・区立学校・公共施設などから出る剪定枝葉、落ち葉、刈草・除草くず、さらには既存の樹木などのリサイクル方法を、種類別に定め、可能な限り実施していく。
- ② 私的なみどりのリサイクルについて、家庭や事業所で実施するリサイクルの方法や考え方をできるだけわかりやすく示し、できることから実施していく。また、リサイクル活動への区の支援策を整えて、個人や地域の実情にあった活動を拡大していく。
- ③ みどりのリサイクル事業推進のために、公的なみどりのリサイクルと私的なみどりのリサイクル活動の連携・ネットワークの仕組みなどを提案し、リサイクル事業の本格実施に向けて、活動体制や制度のあり方を整備していく。また、グリーンバンク制度の充実を図り、既存樹木の取り扱いについても明確にしていく。

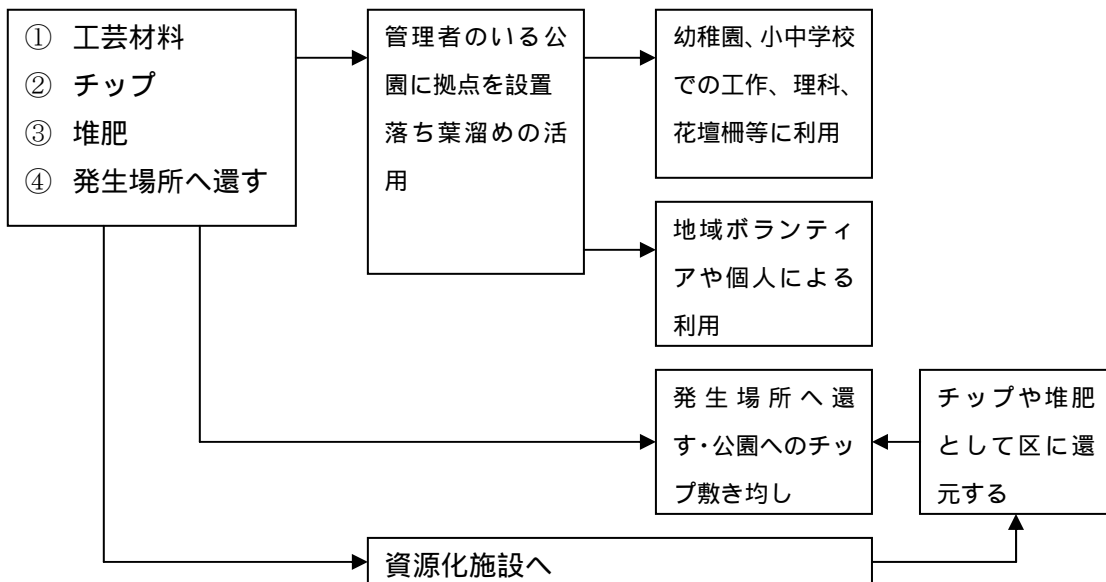
5. みどりのリサイクル施策の体系

(施策の体系)

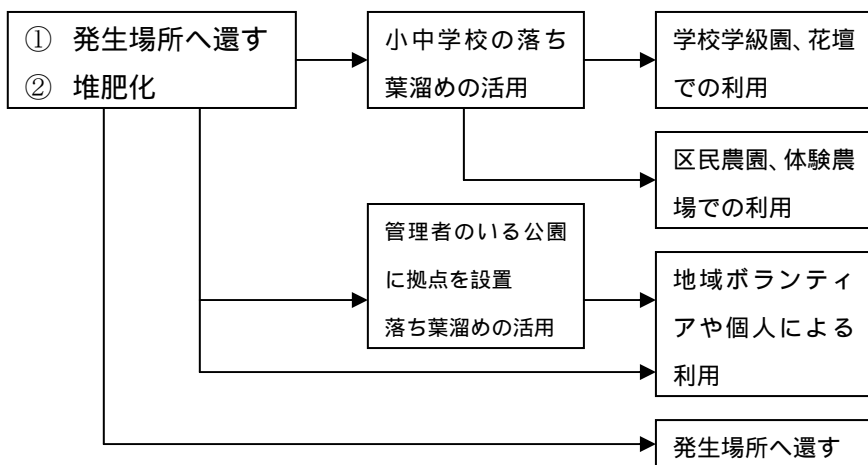


(リサイクルの流れ)

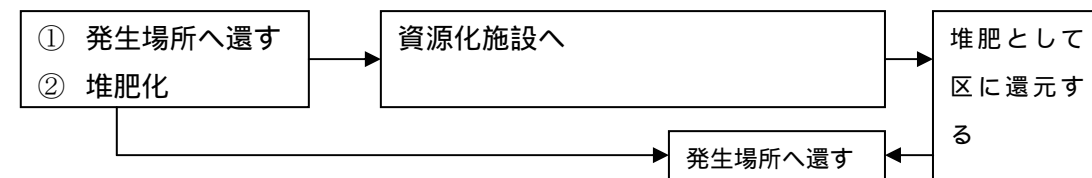
剪定枝の利用



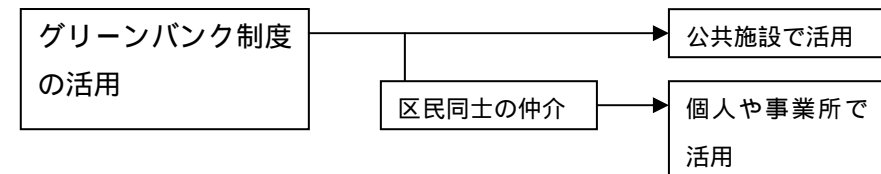
落ち葉の利用



刈草・除草くずの利用



既存樹木の保全・活用



みどりのリサイクルプログラム

(みどりのリサイクルの意義とメリット)

落ち葉や剪定枝葉、除草くずなどの植物発生材は、自然の循環の中では土の上につきもり、微生物など分解者のえさとなり、土壌の養分となってふたたび植物を育てます。

落ち葉や剪定枝葉、除草くずなどはごみではなく有効な資源です。落ち葉や剪定枝葉、除草くずなどの植物発生材を、腐葉土や堆肥に変えて、土に還しましょう。健康な土壌を育てるとともに、生態系の保全にもなります。

幹や太い枝は土留めや花壇柵などにも使えます。また、機械でチップにして土の通路に敷き均せば雑草の発芽防止にもなります。無駄は一切ありません。

今日から環境への負荷を減らし、循環型社会形成のためにみどりのリサイクルを始めましょう。

(公的なみどりのリサイクル)

公園・河川・道路、区立学校、公共施設など、公的な空間のみどりについて、敷地内処理を基本にさらにリサイクルを進めていきます。またそのために、植え込み地（敷き均し場所）の整備・拡充を図ります。改築などに伴う既存樹木についてもできるだけ保全・活用します。

1. 剪定枝葉のリサイクル

(1) 剪定枝葉はできるだけそれが発生した場所に還します。

- ・ 職員の樹木手入れから発生した剪定枝葉はできるだけチップ化したり、ハサミで小さく切って植え込み地等に敷き均します。

(2) 公園・河川・道路、区立学校、公共施設などの樹木剪定を業者委託で行う場合、

チップ化したものを植え込み地などに敷き均しますが、状況を見てもとの場所に戻せない場合は資源化施設に搬入します。

幹や太い枝については、特に公園や学校ではビオトープづくり、ベンチ、遊具や樹名板など、幅広く活用します。他の施設では選別して可能なものはリサイクル拠点へ搬入します。

資源化施設で処理した堆肥やチップを区に還元することも考えます。

2. 落ち葉のリサイクル

(1) 植え込み地内の落ち葉は、特に必要のある場合を除き、除去せずに自然の分解に委ねます。

- (2) 公園で発生した落ち葉は、植え込み地や植え樹などに、できるだけ掃き戻します。植え込み地に掃き戻せない場合は、公園用落ち葉溜めに持ち込みます。
- (3) 公園で発生した落ち葉のうち、良質なものは、希望する区民に配布します。また、落ち葉溜めでできた堆肥についても、希望する方にお渡しします。
- (4) 区立学校には計画的に落ち葉溜めを設置し、落ち葉を堆肥化しながらみんなでリサイクルについて学び、再利用します。

子どもたちが、環境学習の一環として校内の落ち葉を集めます。総合的な学習の時間などを使って、学校内で堆肥づくりに取り組みます。落ち葉溜めは、学習に向けた観察しやすいものを工夫します。また、虫の数や種類の調査、ごみ埋め実験などをとおして自然の物質循環や生態系を学びます。

できた堆肥は学級園や花壇で使用します。
- (5) 他の施設についても、必要なところに落ち葉溜めを設置し、敷地内処理によるリサイクルを進めます

3. 刈草、除草くずのリサイクル

- (1) 除草したときの刈草や除草くずも、敷地内で乾燥させ、腐植化させてリサイクルします。
- (2) 公園・河川・道路、区立学校、公共施設などのまとまった除草を業者委託で行う場合は、乾燥させるようにしてできるだけ敷地内に戻しますが、状況によっては資源化施設へ搬入します。

4. 既存樹木の保全・活用

公共施設の改築などに伴って発生する樹木は、樹形や根の状況など総合的な観点からみて移植できるものは保全・活用します。

(私的なみどりのリサイクル)

個人の庭木や屋敷林・寺社林、事業所などの民有のみどり、私的なみどりの発生材について、できることからリサイクルを進めます。

まず最初は、落ち葉などを敷き均しができるように植え込み地を広げたり、花壇柵や縁石で仕切りをします。

1. 家庭や事業所などでできるみどりのリサイクル

その1 - 落ち葉などで自家用堆肥をつくる。

落ち葉や剪定枝葉、除草くずなどを一ヶ所に集めてリサイクル資源として保存し、可燃ゴミを減らしましょう。

庭などの空いている場所に、剪定枝葉等の発生材を集めておけるスペースを作ります。落ち葉溜めを設置するのも良いでしょう。

庭などの手入れから発生した剪定枝葉や落ち葉、除草ごみなどを、かさばらないようチップにしたりハサミで小さく切って積んでおきます。

放って置くと量も小さくなって腐葉土化していきます。時々かき混ぜて堆肥化を促進し、有用な土壌改良材を生産しましょう。

その2 - 落ち葉などで庭や畑のマルチングをする。

マルチングとは土壌被覆のことで、乾燥や多湿を防ぐために樹木や作物の根回りをわらなどで覆う栽培法です。

落ち葉や剪定枝葉、除草くずなどの層で地面を覆うことによって、この層が樹木や作物を保護し、雑草の繁茂を防ぎ、土の中に水分を保ちます。このため、乾燥した場所では重要な方法となっています。

このようにマルチングは、落ち葉や剪定枝葉、除草くずなどを敷き均して再利用しながら同時に庭や畑の土壌を改良できる優れた方法です。

その3 - 落ち葉などで庭や畑の土を良くする。

落ち葉や剪定枝葉、除草くずなどの有機物が土壌中で分解すると黒色味を増し、腐植化して土壌改良が進み、有機肥料化することができます。

落ち葉などの有機物は土の中に水分を保ちます。

固い土や乾燥した土など、改良したい場所に穴を掘り、落ち葉や剪定枝葉、除草くずなどを敷き均した上に土を覆います。

落葉樹の落ち葉は良い腐植土になるので特にお勧めです。

その4 - 植木屋さんに頼んだときは資源化施設へ。

植木屋さんに庭木の手入れを頼んだ場合、できるだけ、枝葉はチップにしたりハサミで小さく切って植え込み地に戻しましょう。どうしても活用できないものは、資源化施設に持ち込むように依頼してください。こうすれば焼却されずにチップや堆肥として利用されます。

ご自分で庭の手入れをして幹や太い枝が出たら、花壇柵や土留めなどに工夫して利用します。活用できないものは、できるだけチップ化して利用するようにしますが、チップ化できない場合は、区の支援体制ができるまでは、今まで通り可燃ごみとして処分します。

その5 庭木の保全活用（発生抑制）

- ① 改築などの際は、可能な限り既存樹木をその場に残すか、敷地内での移植を考えます。
- ② 敷地内に残せない樹木については、グリーンバンク制度を活用するなどして保全・活用を考えます。

区では、事業者による開発計画などの際は、区条例に基づいて既存樹木の保全・活用について指導を行っています。

2. 区の支援

- (1) リサイクルの助成制度を開始する。

堆肥化容器助成

落ち葉溜め設置助成

- (2) 家庭向けみどりのリサイクル講座の開催
- (3) チップ化サービスの実施
- (4) 町会単位での家庭用低騒音型チップシュレッダーの貸出し
- (5) リサイクル活動が広まるような支援の仕組みを創設する。
資源化施設に搬入するための助成を検討する。
資源ごみとしての回収を検討する。

(みどりのリサイクル事業の推進のために)

公園、河川、道路、区立学校、公共施設などでのリサイクルと私的なみどりのリサイクル活動の連携・ネットワーク化を進めます。

また、地域の情報と協働のネットワークづくりや、屋敷林の落ち葉など個人では困難なリサイクルなども、地域の中での助け合いなどを工夫して取り組みます。

1. 地域の拠点づくり

- (1) 区立公園のうち管理人のいる公園を地域のみどりのリサイクル拠点にします。

地域のボランティアが落ち葉堆肥づくりや、剪定枝の工芸材利用のための枝の選別などの活動ができる仕組みをつくります。

剪定枝の工芸材利用や落ち葉堆肥をはじめ、地域のみどりリサイクルについての情報交換ができる場にしていきます。

クラフト材や落ち葉をはじめ、目的に合った必要な植物発生材を、必要とする人が受け取れるような仕組みをつくります。

公園の一角にビオトープなど生物生息場所のコーナーを設け、幹や太い枝の活用状態を展示します。

この拠点を情報センターとして位置づけ、リサイクル資源の情報を発信するとともに、他部署とのネットワークをつくり、利用促進を図ります。

- ア 花咲かせ隊の花壇管理
- イ 希望する区民利用への対応
- ウ 区民農園との連携
- エ 学校ビオトープづくり
- オ 地域イベントとの提携
- カ ボランティア活動との連携

- (2) 区民農園や体験農場を落ち葉などの堆肥化やその活用の拠点とします。区民農園や体験農場に、落ち葉の堆肥化場所を設けます。また、利用についても農家と連携を図っていきます。
- (3) 区営苗圃をみどりのリサイクルを推進していく場として活用します。区営苗圃では、みどりの発生材を使ったチップ化や堆肥化の試み、幹や太い枝などの大口径木の活用法の検討、コンポストに関する検討など、みどりのリサイクルに向けた拠点の役割を持たせます。
- (4) みどりのリサイクル施設の整備を検討します。みどりのリサイクル推進にあたり、大規模なチップ化施設の必要性や、炭化、バイオマスエネルギー利用の施設の必要性を検討します。

2. リサイクルサポーター制度の創設

- (1) 剪定枝の利用法や落ち葉堆肥づくりなど自然の物質循環の知識を活かして、みどりのリサイクルのために地域で活動するリサイクルサポーター制度をつくり、広く区民から募集します。
- (2) みどりのリサイクルサポーターを増やしていくためのいろいろなメニューを用意します。
- (3) 樹木の里親制度のような、みどりのリサイクルの支援制度を検討します。
- (4) リサイクル活動で作った堆肥を利用する協力農家を募ります。

3. エコマネー制度の研究

区民参加によるみどりのリサイクルの促進をはかるため、目に見える仕組みとしてエコマネーやエコシール制度の導入を検討します。

- ・ 現行の制度を参考にして、枝葉を持ち込んだ人が、リサイクルででき

た堆肥などを安く買えるチケットをもらえるような仕組みについて検討します。植物発生材の入口と出口をリンクさせて考えます。

4. 普及啓発の推進

(1) (仮称) みどりのリサイクルレクチャールームを開設します。

みどりのリサイクルの意義、効用から実践方法までを展示し、学習できるレクチャールームを開設します。また、優れた区民活動を紹介したり、リサイクル講座を行うなど、普及啓発、環境学習、情報交換のためのみどりのリサイクルの情報発信基地として位置づけます。

(2) 多様な方法でリサイクル活動の普及啓発を行います。

区広報やホームページ、みどりの新聞、イベント開催時のPRなど多様な方法、手段をとおしてみどりのリサイクル活動を呼びかけます。

(3) 植物発生材のイベントでの利用を進めます。

(4) みどりのリサイクルマニュアルを作成します。

(5) みどりのリサイクルに関するアンケートを実施します。

みどりのリサイクルに関して、どのような関わり方ができるか、どこまでなら協力できるのか等のアンケートを実施し、みどりのリサイクルの進め方について意見を集めます。

(6) 表彰制度などを活用して、優れたリサイクル活動をみどりの新聞などで、広くお知らせします。

5. みどりの基金事業との連携

チップ化サービス、チップ化処理車の巡回、リサイクルの啓発などの事業について、区との役割分担を明確にしながら区民活動への支援策を検討します。

6. グリーンバンク制度の充実

ご家庭で不要になった樹木を区で引きとり公共施設などに活用する寄付樹木制度を、みどりのリサイクルの観点から見直します。

(1) 公共施設への移植を行っている寄付樹木制度は、区民同士でもやり取りができるように検討します。

(2) 公共施設建設等で利用できなくなった樹木を活用できる仕組みを検討します。

(3) 伐採される樹木を希望する区民が受け取れる仕組みを検討します。

アクションプログラム

本リサイクルプログラムの考え方や方策を実現していくために、現在実行中のものを含め、今後の具体的な事業化に向けたアクションプログラム（行動計画）を定める必要がある。

そのため、ここでは活動主体の役割分担や順次実施していく具体例、検討すべき課題項目を挙げ、それぞれの事業着手の目安を示した。そして、剪定枝葉や落ち葉などの敷地内処理のために、植え込み地を広げたり、花壇柵や縁石で仕切りをするなどできることから少しずつ取り組み、いつごろまでに、誰が何を行うかなどについて区民理解を得るとともに、必要なものは区の事業計画に組み入れ、進捗状況をみながら具体的な事業展開を図っていく。

種別	施策		事業着手の目安			活動主体	
	種別	手法	実施中	前期	中・後期	区	区民等
公的なみどりのリサイクル	剪定枝葉のリサイクル	1. 施設計画は緑化計画にあわせてリサイクル活動に配慮したものとする（設計指針）					
		2. 各施設の植え込み地（敷き均す場所）を整備・拡充する					
		3. 剪定枝葉はチップ化してできるだけ発生場所に敷き均す					
		4. チップ化したものをプランコ下や緩衝帯などのクッション材として利用する					
		5. 太枝などはピオトープづくりや樹名板、控え木、土留め、イベント材料などに活用する					
		6. 敷地内処理や活用先の状況をみて資源化施設に搬入する					
		7. 資源化施設で処理したチップや堆肥は必要に応じて区で活用する					
	落ち葉のリサイクル	1. 植え込み地にもどして敷地内処理を図る					
		2. 必要なところに落ち葉溜めを設置し、堆肥化して敷地内処理を図る					
		3. 希望する区民等に堆肥や良質の落ち葉を配布する					

施策		事業着手の目安			活動主体		
種別	手法	実施中	前期	中・後期	区	区民等	
公的なみどりのリサイクル	落ち葉のリサイクル	4. 学校では、堆肥づくりなどリサイクル活動をとおりて環境学習の充実を図る					
	刈草、除草くずのリサイクル	1. 発生した場所に敷き均す					
		2. 敷地内処理状況をもて資源化施設に搬入する					
既存樹木の保全・活用	1. 公共施設の改築の際は、総合的な観点からみて既存樹木を保全・活用する						
私的なみどりのリサイクル	家庭や事業所などでできるみどりのリサイクル	1. 植え込み地（敷き均す場所）を広げたり、花壇柵や縁石で仕切りをする					
		2. 庭にスペースがあれば、コンポストや落ち葉溜めを設置し、自家用堆肥をつくる					
		3. 剪定枝葉はチップにしたり、ハサミで小さく切ってコンポストなどに入れるか、植え込み地に敷き均す					
		4. 庭木の根元にマルチングする					
		5. 固い土や乾燥した場所に落ち葉などをうめて、土壌改良する					
		6. リサイクル活動の拡大や充実について考え実行する（不用樹木の保全・活用など）					
	区の支援	1. 堆肥化容器を助成する					
		2. 落ち葉溜めの設置に助成する					
		3. みどりのリサイクル講座を開催する					
		4. チップ化サービスを実施する					
		5. 低騒音型チップパーを貸出す					
6. その他の支援策を検討する							
みどりのリサイクル事業推進のために	地域の拠点づくり	公園にリサイクル拠点づくり	1. ボランティアが活動できる仕組みをつくる				
			2. 希望する人が植物発生材をもらえる仕組みをつくる				
			3. 発生材を使って公園の一角に生物生息場所をつくる				
			4. 情報センターをつくり、リサイクル情報のネットワーク化を図る				

施策		事業着手の目安			活動主体	
種別	手法	実施中	前期	中・後期	区	区民等
みどりのリサイクル事業推進のために	地域の拠点づくり	5. 区民農園等を落ち葉や堆肥の活用拠点にする				
		6. 区営苗圃の活用を考える				
		7. リサイクル施設の必要性を検討し、事業の充実にを図る				
	リサイクルサポーター制度の創設	1. 制度のあり方を明確にする				
		2. リサイクルサポーターを募集する				
		3. 多様なサポーターの活動メニューをつくる				
	エコマネー制度の研究	1. 現行のエコシール制度を参考にみどりのリサイクルでの適用を検討する				
	普及啓発の推進	1. (仮称)みどりのリサイクルレクチャールームを開設する(普及啓発、環境学習、情報交換など)				
		2. 多様な方法・手段でリサイクル活動呼びかける				
		3. イベントでリサイクル材を利用する				
		4. リサイクルマニュアルを発行する				
		5. みどりのリサイクルアンケートを実施する				
		6. 優れたリサイクル活動を顕彰する				
みどりの基金との連携	1. 区民活動への支援策を検討する					
グリーンバンク制度の充実	1. リサイクルの観点から寄付樹木制度を充実させる					

事業着手の目安欄で、前期は概ね3年、中・後期は5～10年を目安としています。

実施中欄の には一部実施中を含みます。

凡例 (活動主体)

既定事業で対応可能

既定事業の一部変更で対応可能

新たな事業手法の検討

区民等の活動が重要

おわりに

本検討懇談会は、杉並区の「みどりのリサイクルプログラム」を策定するために、平成15年9月から4回の検討会を開催し集中的かつ活発な議論を行って取りまとめました。その中で、剪定枝葉や落ち葉などを中心とした「みどりのリサイクル」のあり方についてその基本的な考え方から理念、手順や方策、具体的な取り組みなど全体の骨格と構成を明らかにいたしました。しかしながら、詳細かつ具体的な手法・技術化などプログラム実現のための課題もあります。

一つは、公的な空間と私的な空間の「みどりのリサイクル」活動において、その連携とネットワーク化については、体制構築の方向性や必要事項を提案いたしました。より具体的な方策については、今後の課題となっております。この部分は、杉並区の個性、地区的特性を十分に考慮し、区の状況に対応したふさわしい独自性のあるみどりのリサイクル制度を創設する努力が必要です。

また、私的な空間のみどりのリサイクル活動を支える行政側の支援策を早急に確立する必要もあります。区民の自発的な活動とそれを支援する施策があってはじめて、個人や事業所、地域の実情に適合した様々なリサイクル活動が区全体に拡大していくことができると考えます。

三つ目は、具体的なみどりのリサイクル事業を着実に進めていくためには、区民や事業者の方々にリサイクルの意義や必要性を様々な機会を通して訴え理解を得るとともに意見交換などを十分行い、リサイクル事業に対する理解や協力を得る必要があります。同時に関係部署との調整を図り、本事業を区全体で支えていくことも必要です。

このように、みどりのリサイクル事業を円滑に進めていくための課題は少なからず残っていますが、本プログラムが区の緑化施策に十分反映され、区民、事業者、区のパートナーシップの下で積極的に事業展開が計られ、生態系や自然系資源の循環を意識し有効利用を図る「剪定枝葉や落ち葉などのリサイクル」を進め、環境配慮型社会の形成や、自然と共生する「みどりの都市」杉並の創造に役立つことを願っております。

資 料

- 1 . 杉並区みどりのリサイクル検討懇談会 設置要綱
- 2 . 杉並区みどりのリサイクル検討懇談会 委員名簿
- 3 . 杉並区みどりのリサイクル検討懇談会 検討経過

1. 杉並区みどりのリサイクル検討懇談会 設置要綱

杉並区みどりのリサイクル検討懇 談会設置要綱

〔平成 15 年 8 月 15 日〕
杉都公発第 176 号

(設置)

第 1 条 循環型社会形成に向けて、日常の緑の維持管理から発生する剪定枝葉・落ち葉等植物系発生材を可能な限り資源として利用するみどりのリサイクルプログラムの策定にあたり、専門家・区民等の意見を聴くため、杉並区みどりのリサイクル検討懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 懇談会の所掌事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) みどりのリサイクルの基本的な考え方に関する事。
- (2) みどりのリサイクルの具体的な取り組み方法に関する事。
- (3) その他みどりのリサイクルに必要な事項に関する事。

(構成)

第 3 条 懇談会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する 13 名以内の委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者 2 名
- (2) 専門研究者 1 名
- (3) 環境教育関係者 1 名
- (4) 環境活動区民 3 名
- (5) 公募区民 3 名以内
- (6) 農業関係者 1 名
- (7) リサイクル事業関係者 1 名
- (8) 東京都関係職員 1 名

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱した日から報告の日までとする。

(座長)

第 5 条 懇談会に座長を置き、座長は委員の互選により定める。

- 2 座長は、懇談会を代表し、会務を総括する。
- 3 座長に事故あるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 懇談会は、座長が招集する。

(幹事会)

第 7 条 懇談会に幹事会を置く。

2 幹事会は、懇談会の指定する事項を検討するとともに、懇談会の事務を補佐する。

3 幹事会は、次に掲げる職員をもって構成する。

(1) 都市整備部土木担当部長

(2) 区民生活部地域課長

(3) 区民生活部経済勤労課長

(4) 都市整備部公園緑地課長

(5) 都市整備部緑化担当課長

(6) 環境清掃部環境課長

(7) 環境清掃部清掃管理課長

(8) 環境清掃部ごみ減量担当課長

(9) 教育委員会事務局施設課長

4 幹事会に幹事長を置き、幹事長は都市整備部土木担当部長とする。

5 幹事会は、幹事長が招集する。

6 幹事長は、幹事会を総括する。

7 幹事長に事故あるときは、あらかじめ幹事長が指名する幹事がその職務を代行する。

8 幹事長は必要があると認めるときは、事案に係りのある職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第 8 条 懇談会の会議は公開とする。ただし、懇談会の決定により、非公開とすることができる。

(庶務)

第 9 条 懇談会の庶務は、都市整備部公園緑地課が処理する。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営その他必要な事項は座長が懇談会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成 15 年 8 月 15 日から施行する。

2 この要綱は、区長への報告を持って廃止する。

2. 杉並区みどりのリサイクル検討懇談会 委員名簿

	氏 名	所属団体及び役職等
1	カツノ 勝野 タケヒコ 武彦	日本大学生物資源科学部植物資源科学科教授
2	ハマノ 濱野 チカヤス 周泰	東京農業大学地域環境科学部造園科学科助教授
3	オギノ 荻野 ジュンジ 淳司	アゴラ造園(株)環境開発部
4	フカザワ 深澤 ユキ 由樹	東京ボード工業(株)リサイクル部営業課
5	クラモト 倉本 ショウゴ 昭吾	杉並区農業委員会委員
6	ヨシダ 吉田 タロウ 太郎	東京都産業労働局農林水産部農業振興課
7	ヨコヤマ 横山 タダシ 正	杉並区立和田小学校校長
8	アサオカ 浅岡 ヤエコ 八枝子	NPO 法人杉並環境ネットワーク他
9	サカイハラ 境原 タツヤ 達也	すぎなみ環境カエルくらぶ他
10	ヤマムロ 山室 キョウコ 京子	杉並環境カウンセラー協議会他
11	スギノ 杉之原 ハラ ミツヒロ 三廣	公募区民
12	ハタケヤマ 畠山 ユキテル 征晃	公募区民
13	ヤマモト 山本 ヒロシ 宏	公募区民

3. 杉並区みどりのリサイクル検討懇談会 検討経過

回数	開催年月日	内容
第1回	平成15年9月3日	<ul style="list-style-type: none">・みどりのリサイクル活動の現状と課題・みどりのリサイクルの基本的な考え方
第2回	平成15年10月15日	<ul style="list-style-type: none">・公的なみどりのリサイクルについて・私的なみどりのリサイクルについて
第3回	平成15年11月10日	<ul style="list-style-type: none">・みどりのリサイクルプログラム策定の方針について・みどりのリサイクルプログラム(案)について
第4回	平成15年12月15日	<ul style="list-style-type: none">・みどりのリサイクルプログラム(案)について

杉並区みどりのリサイクルプログラム検討報告書

平成15年12月発行

編集・発行 杉並区都市整備部公園緑地課

〒166-8750 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

TEL(03)3312-2111(代)

登録印刷物番号

15-0113

- ・この印刷物は庁内印刷です。
- ・本誌は、本文は古紙配合率100% 白色度70%、表紙は古紙配合率100%の再生紙を使用しています。